

第三者調査委員会の報告を踏まえた取組方針の改定

令和2年10月5日、当時本校の学生会長であった電子工学科3年生の学生が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生しました。まずもって、大切な学生の命を守ることができなかったことに、深くお詫び申し上げます。

独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校（以下「本校」という。）では、関係教職員及び学生への聞き取り調査による事実確認と背景調査の結果を基本調査としてまとめ、令和2年12月28日にご遺族に説明しました。しかし、不十分な内容に対してご遺族から追加調査の要望があり、令和3年8月8日、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）に「東京工業高等専門学校の自死事案に係る第三者調査委員会（以下「第三者委員会」という。）」が設置されました。

この間、初動での調査や文書開示の遅れ、保護者会や記者会見、HP掲載等の要望に誠実に対応せず、学生・保護者への正確な情報提供を欠き、ご遺族の切なる願いに向き合うことができず、ご遺族をさらに傷つけることとなったことも深くお詫び申し上げます。

第三者委員会では、基本調査での聞き取り調査も参考にしながら、関係教職員、学生、ご遺族等への更なる聞き取り調査、検討を重ね、令和6年8月1日付で調査報告書がまとめられ、11月20日に一部表記等が修正された調査報告書が提出されたところです。

彼は2年続けて学生会長に選任され、平成30年度までの会計業務の問題点（領収書の不備、用途不明な購入、過剰な繰越金等）の解消をはじめ学生会の活動に尽力していました。しかし、令和2年の新型コロナウイルスの感染拡大の中、主催者として文化祭開催で問題が生じた場合の責任を負い切れないと中止を唱える学生会執行部と開催方法を探る文化祭実行委員会との対立があり、また、会計業務の問題の解消のために彼が提案した発注等を学生会一括で行う方式も、周囲の助力の申し出はあったものの彼一人が行う形となっていました。そのような折、令和元年度の物品購入に係るポイントの利用等の疑義が呈され、学校が委ねた会計監査が臨時に行われる中で、周囲に悩みを打ち明けられない状況下で、自ら命を絶つに至ってしまいました。

このことについて調査報告書は、自身の強みであった学生会への献身が、高専での評価の対象とならないばかりか、かえって学生間の対立・葛藤を招き、さらに自身への批判として跳ね返る徒労感や孤立感を覚え、コロナ禍の過重な学生会業務を一人で抱え込んだ結果、心身が疲弊していったと記されています。そこへ学校が委ねて準備

された性急な会計監査の通知で、高専には自身の居場所がなく将来への展望が立たないとの感覚から自身の存在価値を強く疑う状況に陥り、さらに、自分が犠牲となって責任を負おうという意志も生じ、自死を考えるに至ったと推測されています。

調査報告書は上記のような検証の上で、高等教育機関である本校での出来事の中で学生が自死に至ったものとし、

- ・学校の指導のもとに自発的な活動を行う学生会の自主性を重視する余り、学校の指導の抑制性が過ぎ、学校教職員による適切な指導や介入がなされず、学校としての責任を果たすことを放棄することに繋がったと言わざるを得ない
- ・責任を果たすべき学校が、教職員間の情報共有や協力などの組織的な対応を抑制し個人と個人との関係に委ねる姿勢が、教員の組織的に逸脱した対応の背景にある
- ・高専に入学する者は義務教育を修了した思春期にあり、大人までの移行期のギャップに配慮し、不安や戸惑いに耳を傾け、時に助言し、切迫した状況の場合には何らかの手立てをとる専門性を伴う学生指導・学生対応が教員次第となっていないかなどと指摘しています。

これらを踏まえ、本校に必要な改善方策に関する提言として、

- (1) 高専ギャップに対するフォロー
- (2) 学生と教員の関係性の構築
- (3) 学生の自治との関係
- (4) 組織的対応のための体制整備

が求められました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の中、学生会長としての重責と学生会会計の過重な業務を一人に負わせてしまったことの背景には、学生会活動が学校の教育課程上の特別活動に当たるとの認識の希薄さと、学生に関する教職員間の日常的な情報共有の乏しさもあったと考えています。このことにより、学生会の位置付けについて、時により、人により、都合のよい解釈の余地を生み、また、教職員が学生との関わりの中で感じた変化や気づき、学生との会話などの中で吐露された不安や不満などが、教職員個人の認識にとどまり、組織的な対応や調整が遅滞した一因と考えています。

本校では、令和6年7月11日に、現時点での本校としての取組方針を整理するとともに、本校教職員がこのような悲しい出来事を忘れることなく、命の大切さを胸に刻み、大切な命を守る決意を持ち続けるよう、ご遺族の同意を得て向日葵の花壇を設

置しました。そして、第三者委員会の報告書の指摘を踏まえ、ここに改めて取組の内容と措置時期を記した方針をまとめたところです。

再発防止の基本は、教職員一人一人が、調査報告書にある「学生を孤独にしない。教職員個人に任せない。」という意識を持ち実践し続けることにあると考えます。そのために、教職員がこのような悲しい出来事を忘れず、大切な命を守り、学生の立場の理解を第一として接する心構えが重要で、その醸成のために組織や体制等の整備、研修等の取組を進めていくことが重要と考えます。

本校としては、このような悲しい出来事が起きぬよう、全教職員一丸となって再発防止に取り組みます。また、調査報告書を受けて外部有識者も参画した「令和2年度学生自死事案に係る処分審査及び重大事態調査専門委員会」を設け、調査報告書の内容を踏まえた検討に着手しています。さらに、高専機構とも連携しながら「重大事態再発防止委員会」を早急に設置し、これらの審議も踏まえて必要に応じ取組方針を見直ししながら着実な進捗に努め、そのことについて、ご遺族とも協議しながら進めてまいります。

【取組方針】

悲しい出来事を忘れることなく命の大切さを胸に刻み続ける

学生の自死は悲しく取り返しのつかないものですが、この悲しさを受け止めることが、命の大切さの認識を深め、人に優しく接することに繋がると考えます。このようなことから、令和6年7月に、ご遺族の同意を得て、梶田会館横に向日葵の花壇を設置しました。学生・教職員の心のケアには留意しつつも、今後も、毎年その植栽を続けることを通じて、教職員が悲しい出来事を忘れることなく、命の大切さを胸に刻み、大切な命を守る決意を持ち続けるようにします。

学生が弱音を吐ける雰囲気、それを受け止められる環境を築く

高専の学生は中学校卒業後の思春期に当たり、身体と心の変化が大きくアンバランスに陥りやすい時期です。不安や葛藤を抱えやすい一方、保護者や指導教員、同級生などに普段と違う姿を見せたり心配かけさせたりしにくい面もあります。そのため、本校のウェルネスセンターだけでなく、それぞれの学生にとって話しやすい教職員や先輩後輩などのナナメの関係も含め、弱音や相談を受け止められる環境の構築に努めます。

- ・ウェルネスセンターを健康面、メンタル面も含めた学生支援のワンストップ相談窓口とする（令和5年度）
- ・校長も含めて全教員が設定したオフィスアワーを、授業科目のみならず学校生活全般について学生が質問や相談できるよう学生に開かれた時間と位置づける（令和6年度）
- ・弱音を吐いたり相談しやすい雰囲気にするためにも、まずは、他者を傾聴し、受け入れてもらえたと感じてもらえる接し方を体得することが重要であり、このことは立場の異なる様々な人とのコミュニケーションの基本でもある。このため、学生・教職員に受容・傾聴の姿勢を体験できるプログラムを検討し、実行する（令和7年度）

教職員が各々の役割にとらわれず学生の立場の理解を第一とする

教育は、学生と教職員との人間的関わり合いに本質があり、学生は高専生活を通じて様々な教職員と接します。一方の教職員は毎年、担任、科目担当、研究指導、部活動等顧問、寮務、各種委員会、事務など様々な校務を担っていますが、学生がその教職員の立場を熟知しているとは限りません。このため、前述のように学生にとって話しやすい教職員も含め、学生から質問や意見、相談、報告を受ける教職員は、まずは各々の役割・立場にとらわれず、学生の声に耳を傾け、学生の立場の理解を第一に考えて支える姿勢を持てるようにします。

- ・生徒指導、教育相談、教育心理、精神医学等の専門家を招いた研修を全教員対象に行い、学生の心の危機への心構えを持ち、誰に対してもフラットに、一人一人の学生の立場に立った共感的理解に基づいて接することができる環境を築く（令和6年度）

学校の教育活動に対する責任体制を確立する

教育は、学生と教職員との人間的関わり合いが基本であり、個々の教職員が臨機応変に学生に対応することも学生との距離が近いことも大切です。しかし、そのことは学生との対応を教職員ひとりで処理すべきことを意味するものではありません。学校の教育活動に対する最終的な責任は学校にあります。学校を代表すると受け止められるような教職員の振る舞いも、組織的な対応に必要な確認や共有の欠如も、学校としての意思決定を阻害し、学生に関わる様々な教職員の情報共有なくして学生指導・支援は機能しません。

高専は、高校のように担任制を敷くも専任の学年主任を置かず職員室もなく、大学のように教員個々に研究室を持ちそこで研究指導等を行うため、教職員は学生と向き合う姿勢を果たしていたとしても、その関わりは教職員との属人的なつながりに依存しがちなことは否定できません。このため、組織的な意思決定が必要な事柄や、指導や相談で得た学生の変化や気づきなどを必要な組織に報告・共有する体制を構築し、学校の教育活動に対する責任体制を確立します。

- ・ハラスメント、いじめ、懲戒審査など人権、コンプライアンスに関わる事案の調査審議を統合的に扱う組織を設け、複合的な要素が絡む案件の事実の解明と検証を総合的に取り組める体制を構築する（令和８年度）
- ・教職員が関わる各種校務の委員会・室を整理統合するとともに、各教職員の担務について短期間で変更を行っている現状も改め、教職員が学生と向き合える時間を増やす（令和８年度）
- ・ハラスメント相談員以外の教職員に相談があった場合のハラスメント防止委員会への報告等を明記するとともに、ハラスメント防止に関する研修を強化する（令和７年度）
- ・教職員の指導や相談で得た学生の気づきなどを、関係する教職員には即時共有、通知できる機能を付加した教学システムを構築する（令和８年度）

思春期への配慮と高等教育を両立させる

主体性を重んじた教育活動の中で社会との接点が増え、課外活動等も含めた学生生活や寮生活の中で様々な関係性が生まれることは高専教育のよさです。一方で、思春期の学生にとっては寮生活をはじめ初めての経験も多く、心の変化と環境の変化が相俟って、戸惑いや不安、無理を抱える可能性は否定できません。そして、調査報告書が指摘するように、様々な指導・支援によっても残念ながら適応上の課題を抱えてしまっている学生が存在することも確かです。このため、大人への移行期、人格的な成長過程における高等教育という特殊性を認識し、高等学校教育との対応も勘案しながら、高専教育として人間力の育成を強化するとともに、柔軟な進路変更も含めた教育相談の環境を整備します。

そもそも、学生会活動は、ホームルーム活動や学校行事（文化祭を含む）と並んで、高等専門学校設置基準に定める特別活動です。これらは集団での活動を通して、学生が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動です。し

たがって、学生の自発的、自治的な合意形成の過程を尊重しつつも、教育課程である以上学校が主体的に判断すべきことの対応を徹底していきます。

- ・学生会活動は特別活動であるとの前提に立ち、学校や社会のルール、活動内容の変更、金銭の授受、健康や安全、プライバシーなどの問題や集団生活に関わる学生個々の問題解決などは、学生任せにせず、学校が主体的に判断する（令和7年度）。
- ・課外活動は学校の教育活動の一環であることを明確にするとともに、ボランティアやインターンシップなどを含めた主体的活動の履歴を学生ポートフォリオに記載し、チームワークやリーダーシップなど人間力育成に資する活動を評価する（令和8年度）
- ・高専教育への適応上の課題を抱える学生の希望に基づいて、高等学校や大学、専門学校等への編入学、高等学校卒業程度認定試験の受験、就職等の多様な進路選択の可能性のあることを示し必要な支援を行う。また、転編入学に際しての既修得単位の円滑な引継ぎに資するよう、本校の授業科目と高等学校の教科・科目との対応関係を明らかにする（令和8年度）

学校が学生会を支え、学生会長に業務と責任が集中しないようにする

学校行事や課外活動の運営支援や学生生活の向上のための取組を行う学生会は、学生の自発的な活動を通じて、人間形成を助長し本校の教育目的の達成に資することを目的とする団体です。課外活動など教育活動の一環として行う活動を支える学生会活動の最終的な責任も学校にあり、学生会活動の自発性を尊重した上で、成年前の学生も含まれることを考慮し、学生会長など特定な人に業務や責任が偏らないようにするなど、学校として学生会の活動に助言ししっかり支えるようにします。

- ・学生会の各部門の代表が対等な立場で議論する代表者会を中心とした学生会組織への見直し、各組織の役割を明確にしながら一人に業務と責任が集中しない体制とする（令和3年度から試行、令和7年度実施）
- ・会計処理の見直しを行い、出納管理や執行を学校側で行うことで、学生が直接現金を扱う場面を減らし、学生の業務負担を減らす（令和3年度）
- ・学生会役員も参加する学生主事・主事補連絡会を置き、主事、主事補及び事務部職員が連携して、学生会の意見を聴きながら学生会をサポートする体制を構築する（令和5年度）

重大事態に際しては事実に向き合うことを第一に行動する

学生が自ら命を絶つということは耐え難い悲しみであり、特にご遺族はぼう然自失や自責感、怒りなど強烈な感情におそわれるものです。同時に、学校では、ご遺族への対応、かかわりの深い学生や教職員への対応、学生や保護者への説明、心のケア、関係機関への連絡、学校再開の方針決定等の現場対応に迫られます。

本取組方針は、このような悲しい出来事が起きぬよう取りまとめたものですが、今回、ご遺族の切なる願いに向き合わず、さらに傷つけることとなったことの反省に立ち、万が一、自死をはじめとする重大事態が生じた際は、次のように、対象学生・保護者に寄り添うことと在学生への対応を両立させ、事実をしっかり向き合う心構えをもって対応できるようにします。そのために、いじめ問題等の専門家や自死遺族の声なども伺いながらの研修を強化します（令和7年度）

- ・重大事態の発生に際しては、対象学生・保護者に寄り添うことと学生の心のケアや連鎖の防止を最優先に、ともに両立させなければならない
- ・重大事態の調査は、学校が事実に向き合うことで事案の全容解明、再発防止を図るものであるが、強く影響を受けた学生を把握し二次被害を防ぐことにもなるため、対象学生・保護者が調査を望まない場合であっても、調査方法を工夫するなど対象学生・保護者の理解を得て速やかに実施する
- ・たとえ学校にとって不都合なことであっても事実は事実として真摯に向き合う姿勢であること
- ・憶測に基づく噂が拡がらないようにするためにも、対象学生・保護者の了解の下、学生や保護者に対して、わかっている範囲で正確な一貫した情報提供に努めること。ただし、状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること
- ・学校が組織的に対応し、教職員同士が率直に気持ちを分かり合う場を設けるなど、教職員ひとりで悩みを抱え込ませないこと